

最低制限価格制度の見直し及び予定価格の取扱いについて

1 目的

制度の改善にあたり市職員への働きかけをなくすため、市職員が持っている情報の価値を限りなく0（ゼロ）に近づけることとする。

2 最低制限価格制度の見直しについて

(1) 次の項目を見直しの基準とした。

- ア 市職員が最低制限価格の情報を持たない。
- イ 開札後、速やかに落札者決定が可能

(2) 検討した改善案

① 低入札価格調査制度（最低制限価格制度を廃止）

落札候補者の入札価格が調査基準価格に満たない場合に、適正な工事の施工が可能か疑義が生じるため、市が入札者の積算根拠等について調査を行うもの

○特性

- ・制度として最低制限価格を設定しない。【見直し項目ア：○】
- ・市及び業者も低入札価格調査のための事務量が膨大となり、落札決定が遅れる。【見直し項目イ：×】

② 変動型（平均型）最低制限価格制度

入札後に、条件を満たす業者の入札額の平均額に一定の係数を乗じて最低制限価格を算出する。

○特性

- ・職員は最低制限価格の情報を持たない。【見直し項目ア：○】
- ・予定価格が分かっても最低制限価格を類推することは不可能【見直し項目イ：○】
- ・開札後、落札者が速やかに決定される。【見直し項目イ：○】

参考：他団体の変動型（平均型）最低制限価格制度による試算 「資料No.1-2」

③ ランダム係数方式

現在の長岡市の最低制限価格算出と同様の基礎額に、一定範囲の中から無作為で得られた係数を乗じて最低制限価格とする。

○特性

- ・開札後、落札者が速やかに決定される。【見直し項目イ：○】
- ・基礎額を基に係数が影響する範囲を類推することは可能【見直し項目ア：×】

(3) 見直しの考え方（案）

見直し項目に合致した制度として、変動型（平均型）最低制限価格制度に変更する。

3 予定価格の取扱い（事前公表）について

(1) 現状

現在、国から、入札前に公表すると適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生ずるなど、事前公表の弊害を踏まえた取りやめの対応要請があったため、予定価格は事前公表を行っていない。

(2) 方針（案）

(1)に記載の弊害及び 2 最低制限価格制度の(2)方針(案)による予定価格の価値を下げることで、事前公表の意味がなくなるため、現状と同様に事後公表とする。